

ソフトバンクでんき for Biz 完全市場連動
料金表
[低 圧]

ソフトバンクでんき (Powered by SBパワー)

令和 8 年 6 月 1 日実施

SB パワー 株 式 会 社

ソフトバンクでんき for Biz 完全市場連動料金表[低圧]

目 次

1	対象となるお客さま	1
2	料金表等の変更	1
3	定義	1
4	電気料金単価に係る消費税等相当額	1
5	北海道電力エリアの場合の電気料金	2
	(1) 完全市場連動 電灯 B	2
	(2) 完全市場連動 電灯 C	2
	(3) 完全市場連動 動力	2
6	東北電力エリアの場合の電気料金	3
	(1) 完全市場連動 電灯 B	3
	(2) 完全市場連動 電灯 C	3
	(3) 完全市場連動 動力	4
7	東京電力エリアの場合の電気料金	4
	(1) 完全市場連動 電灯 B	4
	(2) 完全市場連動 電灯 C	4
	(3) 完全市場連動 動力	5
8	中部電力エリアの場合の電気料金	5
	(1) 完全市場連動 電灯 B	5
	(2) 完全市場連動 電灯 C	6
	(3) 完全市場連動 動力	6
9	関西電力エリアの場合の電気料金	6
	(1) 完全市場連動 電灯 A	6
	(2) 完全市場連動 電灯 B	7
	(3) 完全市場連動 動力	7
10	中国電力エリアの場合の電気料金	7
	(1) 完全市場連動 電灯 A	7
	(2) 完全市場連動 電灯 B	8
	(3) 完全市場連動 動力	8
11	四国電力エリアの場合の電気料金	8
	(1) 完全市場連動 電灯 A	8
	(2) 完全市場連動 電灯 B	9
	(3) 完全市場連動 動力	9

12	九州電力エリアの場合の電気料金	10
(1)	完全市場連動 電灯 B	10
(2)	完全市場連動 電灯 C	10
(3)	完全市場連動 動力	10
13	エリアプライスのお知らせ	11
14	契約解除料	11
15	そ の 他	11
附	則	12

ソフトバンクでんき for Biz 完全市場連動料金表

1 対象となるお客さま

このソフトバンクでんき for Biz 完全市場連動料金表〔低压〕（以下「完全市場連動料金表」といいます。）は、ソフトバンクでんき for Biz サービス約款〔低压〕（以下、「Biz 約款」といいます。）第 20 条（完全市場連動 電灯〔北海道電力、東北電力、東京電力、中部電力および九州電力エリア〕）、第 21 条（完全市場連動 電灯〔関西電力、中国電力、および四国電力エリア〕）および第 22 条（完全市場連動 動力〔沖縄電力エリアを除く全エリア〕）が適用されるお客さまに適用いたします。

2 料金表等の変更

- (1) 当社は、完全市場連動料金表を変更する場合には、Biz 約款第 3 条（供給条件の変更）を適用いたします。なお、これに関連する供給条件の説明は、Biz 約款に定めるところによるものといたします。
- (2) 消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この完全市場連動料金表または Biz 約款を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の完全市場連動料金表または Biz 約款によります。

3 定義

次の言葉は、完全市場連動料金表において、それぞれ次の意味で使用いたします。

(1) エリアプライス

一般社団法人日本卸電力取引所（以下「JEPX」といいます。）の 30 分毎の各エリアのスポット市場価格（税抜）に消費税等相当額を乗じたものをいいます。ただし、これによりがたい場合は、当社が決定した値といたします。

(2) 損失率

一般送配電事業者が託送供給等約款にて定める損失率をいいます。

(3) 市場調達手数料相当単価

JEPX が取引規程細則に基づき公表する翌日取引における売買手数料のうち定額制でない単価に相当する値（以下、「手数料」といいます。）をいいます。

(4) 30 分毎使用電力量

一般送配電事業者が取り付ける計量器の読みによるものとし、供給地点に係る 30 分ごとの接続供給電力量をいいます。ただし、計量器が設置されていないお客さま、またはスマートメーターではない旧計器メーターをお使いのお客さま、スマートメーターを設置済みであっても通信機能が実装されていないお客さまは、Biz 約款第 25 条（電気料金の算定期間）(1)で定める算定期間内の総使用電力量を一般送配電事業者が 30 分単位で案分したものを、お客さまの 30 分ごとの使用電力量とみなして算定いたします。

4 電気料金単価に係る消費税等相当額

この完全市場連動料金表の電気料金単価には、消費税等相当額を含まない単価を記載しており、() 内へ消費税等相当額を含んだ単価を記載しております。

5 北海道電力エリアの場合の電気料金

(1) 完全市場連動 電灯 B

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約電流 10 アンペア	443円25銭 (487円57銭)
契約電流 15 アンペア	550円75銭 (605円82銭)
契約電流 20 アンペア	658円25銭 (724円07銭)
契約電流 30 アンペア	873円25銭 (960円57銭)
契約電流 40 アンペア	1,088円25銭 (1,197円07銭)
契約電流 50 アンペア	1,303円25銭 (1,433円57銭)
契約電流 60 アンペア	1,518円25銭 (1,670円07銭)

ロ 電力量料金

電力量料金は、固定従量料金と電源調達費の合計といたします。

(イ)固定従量料金

固定従量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

使用電力量 1 キロワット時につき	13円54銭 (14円89銭)
-------------------	-----------------

(ロ)電源調達費

電源調達費は、次の算式によって算定された値のその1月における総和といたします。

$30 \text{ 分毎使用電力量} \times ((\text{エリアプライス} + \text{手数料}) \div (1 - \text{エリア損失率}))$
--

(2) 完全市場連動 電灯 C

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	210 円 06 銭 (231 円 07 銭)
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	215 円 00 銭 (236 円 50 銭)

ロ 電力量料金

電力量料金は、固定従量料金と電源調達費の合計といたします。

(イ)固定従量料金

固定従量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

使用電力量 1 キロワット時につき	15円99銭 (17円59銭)
-------------------	-----------------

(ロ)電源調達費

電源調達費は、次の算式によって算定された値のその1月における総和といたします。

$30 \text{ 分毎使用電力量} \times ((\text{エリアプライス} + \text{手数料}) \div (1 - \text{エリア損失率}))$
--

(3) 完全市場連動 動力

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次の各項目の合計といたします。

1 契約につき	246 円 43 銭 (271 円 07 銭)
契約電力 1 キロワットにつき	604 円 00 銭 (664 円 40 銭)
※契約電力 0.5 キロワットの場合	※302 円 00 銭 (332 円 20 銭)

ロ 電力量料金

電力量料金は、固定従量料金と電源調達費の合計といたします。

(イ)固定従量料金

固定従量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

使用電力量1キロワット時につき	8円95銭 (9円84銭)
-----------------	---------------

(ロ)電源調達費

電源調達費は、次の算式によって算定された値のその1月における総和といたします。

$30 \text{ 分毎使用電力量} \times ((\text{エリアプライス} + \text{手数料}) \div (1 - \text{エリア損失率}))$
--

6 東北電力エリアの場合の電気料金

(1) 完全市場連動 電灯B

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約電流 10 アンペア	361円06銭 (397円17銭)
契約電流 15 アンペア	436円56銭 (480円22銭)
契約電流 20 アンペア	512円06銭 (563円27銭)
契約電流 30 アンペア	663円06銭 (729円37銭)
契約電流 40 アンペア	814円06銭 (895円47銭)
契約電流 50 アンペア	965円06銭 (1,061円57銭)
契約電流 60 アンペア	1,116円06銭 (1,227円67銭)

ロ 電力量料金

電力量料金は、固定従量料金と電源調達費の合計といたします。

(イ)固定従量料金

固定従量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

使用電力量1キロワット時につき	12円50銭 (13円75銭)
-----------------	-----------------

(ロ)電源調達費

電源調達費は、次の算式によって算定された値のその1月における総和といたします。

$30 \text{ 分毎使用電力量} \times ((\text{エリアプライス} + \text{手数料}) \div (1 - \text{エリア損失率}))$
--

(2) 完全市場連動 電灯C

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次の各項目の合計といたします。

1 契約につき	219円15銭 (241円07銭)
契約容量1キロボルトアンペアにつき	151円00銭 (166円10銭)

ロ 電力量料金

電力量料金は、固定従量料金と電源調達費の合計といたします。

(イ)固定従量料金

固定従量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

使用電力量1キロワット時につき	14円32銭 (15円75銭)
-----------------	-----------------

(ロ)電源調達費

電源調達費は、次の算式によって算定された値のその1月における総和といたします。

$30 \text{ 分毎使用電力量} \times ((\text{エリアプライス} + \text{手数料}) \div (1 - \text{エリア損失率}))$
--

(3) 完全市場連動 動力

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次の各項目の合計といたします。

1 契約につき	191 円 88 銭 (211 円 07 銭)
契約電力 1 キロワットにつき	573 円 00 銭 (630 円 30 銭)
※契約電力 0.5 キロワットの場合	※286 円 50 銭 (315 円 15 銭)

ロ 電力量料金

電力量料金は、固定従量料金と電源調達費の合計といたします。

(イ)固定従量料金

固定従量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

使用電力量 1 キロワット時につき	9円31銭 (10円24銭)
-------------------	----------------

(ロ)電源調達費

電源調達費は、次の算式によって算定された値のその1月における総和といたします。

$$30 \text{ 分毎使用電力量} \times ((\text{エリアプライス} + \text{手数料}) \div (1 - \text{エリア損失率}))$$

7 東京電力エリアの場合の電気料金

(1) 完全市場連動 電灯 B

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約電流 10 アンペア	421円19銭 (463円31銭)
契約電流 15 アンペア	490円39銭 (539円43銭)
契約電流 20 アンペア	559円59銭 (615円55銭)
契約電流 30 アンペア	697円99銭 (767円79銭)
契約電流 40 アンペア	836円39銭 (920円03銭)
契約電流 50 アンペア	974円79銭 (1,072円27銭)
契約電流 60 アンペア	1,113円19銭 (1,224円51銭)

ロ 電力量料金

電力量料金は、固定従量料金と電源調達費の合計といたします。

(イ)固定従量料金

固定従量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

使用電力量 1 キロワット時につき	10円32銭 (11円35銭)
-------------------	-----------------

(ロ)電源調達費

電源調達費は、次の算式によって算定された値のその1月における総和といたします。

$$30 \text{ 分毎使用電力量} \times ((\text{エリアプライス} + \text{手数料}) \div (1 - \text{エリア損失率}))$$

(2) 完全市場連動 電灯 C

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次の各項目の合計といたします。

1 契約につき	237 円 34 銭 (261 円 07 銭)
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	138 円 40 銭 (152 円 24 銭)

ロ 電力量料金

電力量料金は、固定従量料金と電源調達費の合計といたします。

(イ)固定従量料金

固定従量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

使用電力量1キロワット時につき	12円68銭 (13円95銭)
-----------------	-----------------

(ロ)電源調達費

電源調達費は、次の算式によって算定された値のその1月における総和といたします。

30分毎使用電力量 × ((エリアプライス + 手数料) ÷ (1 - エリア損失率))
--

(3) 完全市場連動 動力

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次の各項目の合計といたします。

1契約につき	210円06銭 (231円07銭)
契約電力1キロワットにつき	665円43銭 (731円97銭)
※契約電力0.5キロワットの場合	※332円72銭 (365円99銭)

ロ 電力量料金

電力量料金は、固定従量料金と電源調達費の合計といたします。

(イ)固定従量料金

固定従量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

使用電力量1キロワット時につき	6円15銭 (6円77銭)
-----------------	---------------

(ロ)電源調達費

電源調達費は、次の算式によって算定された値のその1月における総和といたします。

30分毎使用電力量 × ((エリアプライス + 手数料) ÷ (1 - エリア損失率))
--

8 中部電力エリアの場合の電気料金

(1) 完全市場連動 電灯B

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約電流10アンペア	407円79銭 (448円57銭)
契約電流15アンペア	470円29銭 (517円32銭)
契約電流20アンペア	532円79銭 (586円07銭)
契約電流30アンペア	657円79銭 (723円57銭)
契約電流40アンペア	782円79銭 (861円07銭)
契約電流50アンペア	907円79銭 (998円57銭)
契約電流60アンペア	1,032円79銭 (1,136円07銭)

ロ 電力量料金

電力量料金は、固定従量料金と電源調達費の合計といたします。

(イ)固定従量料金

固定従量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

使用電力量1キロワット時につき	10円71銭 (11円78銭)
-----------------	-----------------

(ロ)電源調達費

電源調達費は、次の算式によって算定された値のその1月における総和といたします。

30分毎使用電力量 × ((エリアプライス + 手数料) ÷ (1 - エリア損失率))
--

(2) 完全市場連動 電灯 C

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次の各項目の合計といたします。

1 契約につき	282 円 79 銭 (311 円 07 銭)
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	125 円 00 銭 (137 円 50 銭)

ロ 電力量料金

電力量料金は、固定従量料金と電源調達費の合計といたします。

(イ)固定従量料金

固定従量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

使用電力量 1 キロワット時につき	14 円 35 銭 (15 円 78 銭)
-------------------	-----------------------

(ロ)電源調達費

電源調達費は、次の算式によって算定された値のその1月における総和といたします。

$30 \text{ 分毎使用電力量} \times ((\text{エリアプライス} + \text{手数料}) \div (1 - \text{エリア損失率}))$
--

(3) 完全市場連動 動力

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次の各項目の合計といたします。

1 契約につき	191 円 88 銭 (211 円 07 銭)
契約電力 1 キロワットにつき	500 円 00 銭 (550 円 00 銭)
※契約電力 0.5 キロワットの場合	※250 円 00 銭 (275 円 00 銭)

ロ 電力量料金

電力量料金は、固定従量料金と電源調達費の合計といたします。

(イ)固定従量料金

固定従量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

使用電力量 1 キロワット時につき	6 円 95 銭 (7 円 64 銭)
-------------------	---------------------

(ロ)電源調達費

電源調達費は、次の算式によって算定された値のその1月における総和といたします。

$30 \text{ 分毎使用電力量} \times ((\text{エリアプライス} + \text{手数料}) \div (1 - \text{エリア損失率}))$
--

9 関西電力エリアの場合の電気料金

(1) 完全市場連動 電灯 A

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	474 円 06 銭 (521 円 47 銭)
---------	-------------------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、固定従量料金と電源調達費の合計といたします。

(イ)固定従量料金

固定従量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

使用電力量 1 キロワット時につき	10 円 49 銭 (11 円 54 銭)
-------------------	-----------------------

(ロ)電源調達費

電源調達費は、次の算式によって算定された値のその1月における総和といたします。

$$30 \text{ 分毎使用電力量} \times ((\text{エリアプライス} + \text{手数料}) \div (1 - \text{エリア損失率}))$$

(2) 完全市場連動 電灯 B

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次の各項目の合計といたします。

1 契約につき	391 円 88 銭 (431 円 07 銭)
契約容量最初の 6 キロボルトアンペアまで	264 円 00 銭 (290 円 40 銭)
契約容量 6 キロボルトアンペアを超える 1 キロボルトアンペアにつき	73 円 00 銭 (80 円 30 銭)

ロ 電力量料金

電力量料金は、固定従量料金と電源調達費の合計といたします。

(イ)固定従量料金

固定従量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

使用電力量 1 キロワット時につき	11 円 85 銭 (13 円 04 銭)
-------------------	-----------------------

(ロ)電源調達費

電源調達費は、次の算式によって算定された値のその 1 月における総和といたします。

$$30 \text{ 分毎使用電力量} \times ((\text{エリアプライス} + \text{手数料}) \div (1 - \text{エリア損失率}))$$

(3) 完全市場連動 動力

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次の各項目の合計といたします。

1 契約につき	210 円 06 銭 (231 円 07 銭)
契約電力 1 キロワットにつき	419 円 00 銭 (460 円 90 銭)
※契約電力 0.5 キロワットの場合	※ 209 円 50 銭 (230 円 45 銭)

ロ 電力量料金

電力量料金は、固定従量料金と電源調達費の合計といたします。

(イ)固定従量料金

固定従量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

使用電力量 1 キロワット時につき	6 円 09 銭 (6 円 70 銭)
-------------------	---------------------

(ロ)電源調達費

電源調達費は、次の算式によって算定された値のその 1 月における総和といたします。

$$30 \text{ 分毎使用電力量} \times ((\text{エリアプライス} + \text{手数料}) \div (1 - \text{エリア損失率}))$$

10 中国電力エリアの場合の電気料金

(1) 完全市場連動 電灯 A

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	497 円 97 銭 (547 円 77 銭)
---------	-------------------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、固定従量料金と電源調達費の合計といたします。

(イ)固定従量料金

固定従量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

使用電力量 1 キロワット時につき	11円78銭 (12円96銭)
-------------------	-----------------

(ロ)電源調達費

電源調達費は、次の算式によって算定された値のその1月における総和といたします。

$$30 \text{ 分毎使用電力量} \times ((\text{エリアプライス} + \text{手数料}) \div (1 - \text{エリア損失率}))$$

(2) 完全市場連動 電灯 B

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次の各項目の合計といたします。

1 契約につき	255 円 52 銭 (281 円 07 銭)
契約容量最初の 6 キロボルトアンペアまで	244 円 00 銭 (268 円 40 銭)
契約容量 6 キロボルトアンペアを超える 1 キロボルトアンペアにつき	81 円 00 銭 (89 円 10 銭)

ロ 電力量料金

電力量料金は、固定従量料金と電源調達費の合計といたします。

(イ)固定従量料金

固定従量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

使用電力量 1 キロワット時につき	16円51銭 (18円16銭)
-------------------	-----------------

(ロ)電源調達費

電源調達費は、次の算式によって算定された値のその1月における総和といたします。

$$30 \text{ 分毎使用電力量} \times ((\text{エリアプライス} + \text{手数料}) \div (1 - \text{エリア損失率}))$$

(3) 完全市場連動 動力

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次の各項目の合計といたします。

1 契約につき	210 円 06 銭 (231 円 07 銭)
契約電力 1 キロワットにつき	517 円 00 銭 (568 円 70 銭)
※契約電力 0.5 キロワットの場合	※258 円 50 銭 (284 円 35 銭)

ロ 電力量料金

電力量料金は、固定従量料金と電源調達費の合計といたします。

(イ)固定従量料金

固定従量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

使用電力量 1 キロワット時につき	6円85銭 (7円54銭)
-------------------	---------------

(ロ)電源調達費

電源調達費は、次の算式によって算定された値のその1月における総和といたします。

$$30 \text{ 分毎使用電力量} \times ((\text{エリアプライス} + \text{手数料}) \div (1 - \text{エリア損失率}))$$

11 四国電力エリアの場合の電気料金

(1) 完全市場連動 電灯 A

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	530 円 97 銭 (584 円 07 銭)
---------	-------------------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、固定従量料金と電源調達費の合計といたします。

(イ)固定従量料金

固定従量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

使用電力量1キロワット時につき	10円90銭 (11円99銭)
-----------------	-----------------

(ロ)電源調達費

電源調達費は、次の算式によって算定された値のその1月における総和といたします。

$30 \text{分毎使用電力量} \times ((\text{エリアプライス} + \text{手数料}) \div (1 - \text{エリア損失率}))$

(2) 完全市場連動 電灯B

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次の各項目の合計といたします。

1契約につき	237円34銭 (261円07銭)
契約容量最初の6キロボルトアンペアまで	270円00銭 (297円00銭)
契約容量6キロボルトアンペアを超える1キロボルトアンペアにつき	90円00銭 (99円00銭)

ロ 電力量料金

電力量料金は、固定従量料金と電源調達費の合計といたします。

(イ)固定従量料金

固定従量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

使用電力量1キロワット時につき	15円63銭 (17円19銭)
-----------------	-----------------

(ロ)電源調達費

電源調達費は、次の算式によって算定された値のその1月における総和といたします。

$30 \text{分毎使用電力量} \times ((\text{エリアプライス} + \text{手数料}) \div (1 - \text{エリア損失率}))$

(3) 完全市場連動 動力

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次の各項目の合計といたします。

1契約につき	210円06銭 (231円07銭)
契約電力1キロワットにつき	504円00銭 (554円40銭)
※契約電力0.5キロワットの場合	※252円00銭 (277円20銭)

ロ 電力量料金

電力量料金は、固定従量料金と電源調達費の合計といたします。

(イ)固定従量料金

固定従量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

使用電力量1キロワット時につき	7円04銭 (7円74銭)
-----------------	---------------

(ロ)電源調達費

電源調達費は、次の算式によって算定された値のその1月における総和といたします。

$30 \text{分毎使用電力量} \times ((\text{エリアプライス} + \text{手数料}) \div (1 - \text{エリア損失率}))$

12 九州電力エリアの場合の電気料金

(1) 完全市場連動 電灯 B

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約電流 10 アンペア	357円57銭 (393円33銭)
契約電流 15 アンペア	431円33銭 (474円46銭)
契約電流 20 アンペア	505円08銭 (555円59銭)
契約電流 30 アンペア	652円59銭 (717円85銭)
契約電流 40 アンペア	800円10銭 (880円11銭)
契約電流 50 アンペア	947円61銭 (1,042円37銭)
契約電流 60 アンペア	1,095円12銭 (1,204円63銭)

ロ 電力量料金

電力量料金は、固定従量料金と電源調達費の合計といたします。

(イ) 固定従量料金

固定従量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

使用電力量 1 キロワット時につき	10円58銭 (11円64銭)
-------------------	-----------------

(ロ) 電源調達費

電源調達費は、次の算式によって算定された値のその1月における総和といたします。

$30 \text{ 分毎使用電力量} \times ((\text{エリアプライス} + \text{手数料}) \div (1 - \text{エリア損失率}))$
--

(2) 完全市場連動 電灯 C

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次の各項目の合計といたします。

1 契約につき	219 円 15 銭 (241 円 07 銭)
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	147 円 49 銭 (162 円 24 銭)

ロ 電力量料金

電力量料金は、固定従量料金と電源調達費の合計といたします。

(イ) 固定従量料金

固定従量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

使用電力量 1 キロワット時につき	12円40銭 (13円64銭)
-------------------	-----------------

(ロ) 電源調達費

電源調達費は、次の算式によって算定された値のその1月における総和といたします。

$30 \text{ 分毎使用電力量} \times ((\text{エリアプライス} + \text{手数料}) \div (1 - \text{エリア損失率}))$
--

(3) 完全市場連動 動力

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次の各項目の合計といたします。

1 契約につき	200 円 97 銭 (221 円 07 銭)
契約電力 1 キロワットにつき	519 円 49 銭 (571 円 44 銭)
※契約電力 0.5 キロワットの場合	※259 円 75 銭 (285 円 72 銭)

ロ 電力量料金

電力量料金は、固定従量料金と電源調達費の合計といたします。

(イ)固定従量料金

固定従量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

使用電力量1キロワット時につき	6円59銭 (7円25銭)
-----------------	---------------

(ロ)電源調達費

電源調達費は、次の算式によって算定された値のその1月における総和といたします。

$30 \text{ 分毎使用電力量} \times ((\text{エリアプライス} + \text{手数料}) \div (1 - \text{エリア損失率}))$
--

13 エリアプライスのお知らせ

当社は、エリアプライスを当社のホームページ等を通じてお知らせいたします。これによりがたい場合は、当社が適当と判断した方法によりあらためてお知らせいたします。

14 契約解除料

Biz 約款第 48 条（契約解除料の申受け）に該当する場合の契約解除料は、次の金額といたします。

1 需給契約につき	0 円
-----------	-----

15 そ の 他

完全市場連動料金表において定義のない言葉の意味および完全市場連動料金表に定めのないその他の事項については、Biz 約款に定めるところによるものといたします。

附 則

1 実施期日

この完全市場連動料金表は、令和8年6月1日から実施いたします。

令和8年6月1日

 SB Power

東京都港区海岸一丁目7番1号
S B パ ワ ー 株 式 会 社
代表取締役 社長執行役員 佐藤 和之
〔小売電気事業者登録番号：A0186〕